

### 特定接種(国民生活・国民経済安定分野)の登録対象に関する基準

特定接種(国民生活・国民経済安定分野)の登録対象に関する基準及び担当府省庁は、登録基準告示及び政府行動計画に基づき、以下の表のとおりとする。

なお、登録申請事業者と同様の職務を行う公務員（区分3の公務員）についても同様とする。

事業の種類	事業の種類の細目	社会的役割	対象業務	担当府省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	介護保険施設（新型インフルエンザ等医療提供（法第31条第1項に規定する患者等に対する医療の提供をいう。以下同じ。）を行う事業の項に分類されるものを除く。） 指定居宅サービス事業 指定地域密着型サービス事業 老人福祉施設 有料老人ホーム 障害福祉サービス事業 障害者支援施設 障害児入所支援施設 救護施設 児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	要介護3以上、障害支援区分4以上（障害児にあっては、短期入所に係る障害児支援区分2以上）又は未就学児の利用者であってサービスの停止等が生命維持に重大かつ緊急の影響があるものがある入所施設又は訪問事業所において、介護職員、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士若しくは理学療法士等又は施設長等その他の意思決定者が行う介護等の生命維持に係るサービスの業務	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	医薬品卸販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供（重大かつ緊急の生命保護に関する医療の提供をいう。以下同じ。）又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる医療用医薬品の販売又は配送の業務	厚生労働省
医薬品製造業	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる医療用医薬品の元売り、製造、安全性確保又は品質確保の業務	厚生労働省

事業の種類	事業の種類の細目	社会的役割	対象業務	担当府省庁
医療機器修理業	医療機器修理業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる医療機器の修理、販売、貸与又は配達の業務	厚生労働省
医療機器販売業	医療機器販売業			
医療機器貸与業	医療機器貸与業			
医療機器製造業	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる医療機器の元売り、製造、安全性確保又は品質確保の業務	厚生労働省
再生医療等製品販売業	再生医療等製品販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の販売	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる再生医療等製品の販売又は配達の業務	厚生労働省
再生医療等製品製造業	再生医療等製品製造販売業 再生医療等製品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の生産	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる再生医療等製品の元売り、製造、安全性確保又は品質確保の業務	厚生労働省
ガス業	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	原料調達、ガス製造、ガスの供給監視若しくは調整、設備の保守若しくは点検、緊急時の保安対応、製造若しくは供給若しくは顧客情報等の管理又は製造若しくは供給に関連するシステムの保守の業務	経済産業省
銀行業	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨及び金融の安定	銀行券の発行、通貨若しくは金融の調節又は資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置の業務	財務省
空港管理業	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な	航空保安検査、旅客の乗降、燃料補給、貨物管理又は滑走	国土交通省

事業の種類	事業の種類の細目	社会的役割	対象業務	担当府省庁
		旅客運送及び緊急物資（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第14条各号に規定する物資をいう。以下同じ。）の航空機による運送確保のための空港運用	路等維持管理の業務（公務員の場合は、管制業務を含む。）	
航空運輸業	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	航空機の運航、客室応対、運航管理、整備、旅客サービス又は貨物サービスの業務	国土交通省
水運業	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	船舶による緊急物資の運送の業務	国土交通省
通信業	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	通信ネットワーク若しくは通信設備若しくは社内システムの監視、運用又は保守の業務	総務省
鉄道業	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	運転、運転指令、信号取扱い、車両検査、運用、信号システム若しくは列車無線若しくは防災設備等の検査、軌道若しくは構造物の保守、電力安定供給のための保守、線路若しくは電線路設備保守のための統制又は情報システムの管理の業務	国土交通省
電気業	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	発電所若しくは変電所の運転監視若しくは保修若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応、燃料調達若しくは受入、資機材調達、送配電線の保修若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応、電力系統の運用若しくは監視若しくは故障若しくは障害対応又は通信システムの維持若しくは監視若しくは保修若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応の業	経済産業省

事業の種類	事業の種類の細目	社会的役割	対象業務	担当府省庁
			務	
道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	トラックによる緊急物資の運送の集荷若しくは配達若しくは仕分け管理、運行管理又は整備管理の業務	国土交通省
道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	旅客バス若しくは患者等搬送事業用車両の運転、運行管理又は整備管理の業務	国土交通省
放送業	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	新型インフルエンザ等発生に係る社会状況全般の報道を行うための取材若しくは編成若しくは番組制作若しくは番組送出若しくは現場からの中継若しくは放送機器の維持管理又は放送システム維持のための専門的な要員の確保の業務	総務省
郵便業	郵便業	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	郵便物の引受又は配達の業務	総務省
映像・音声・文字情報制作業	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	新聞（一般紙に限る。）の新型インフルエンザ等発生に係る社会状況全般の報道を行うための取材若しくは編集若しくは制作、印刷若しくは販売店への発送又は編集若しくは制作システムの維持のための専門的な要員の確保の業務	経済産業省
銀行業	銀行 中小企業等金融業（商工組合中央金庫を除く。）	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	現金の供給、資金の決済、資金の融通又は金融事業者間取引の業務	金融庁
	中小企業等金融業（商工組合中央金庫に限る。）			経済産業省
	農林水産金融業			農林水産省

事業の種類	事業の種類の細目	社会的役割	対象業務	担当府省庁
	政府関係金融機関（沖縄振興開発金融公庫を除く。）			財務省
	政府関係金融機関（沖縄振興開発金融公庫に限る。）			内閣府
河川管理・用水供給業	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	ダムの流量調節操作若しくは用水供給施設の操作、流量若しくは水質に関する調査又はダム若しくは用水供給施設の補修若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応の業務	国土交通省
工業用水道業	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	浄水管理、水質検査、配水管又は工業用水道設備の補修若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応の業務	経済産業省
下水道業	下水道処理施設維持管理業 下水管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	処理場における水処理若しくは汚泥処理に係る監視若しくは運転管理、ポンプ場における監視若しくは運転管理又は管路における緊急損傷対応の業務	国土交通省
上水道業	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	浄水管理、導水管理若しくは送水管理若しくは配水管、水道施設の故障若しくは障害対応又は水質検査の業務	厚生労働省
金融証券決済事業	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融機関間の決済又はC D若しくはA T Mを含む決済インフラの運用若しくは保守の業務	金融庁
	金融商品取引所等		銀行等が資金決済や資金供給を円滑に行うために必要な有価証券や派生商品の取引を行うための注文の受付、付合せ又は約定の業務	
	金融商品取引清算機関		有価証券や派生商品の取引に基づく債務の引き受け又は取引の決済の保証の業務	
	振替機関		売買された有価証券の権利の電子的な受け渡しの業務	

事業の種類	事業の種類の細目	社会的役割	対象業務	担当府省庁
石油・鉱物卸売業	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPGを含む。）の供給	石油製品（LPGを含む。）の輸送、保管、出荷又は販売の業務	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	製油所における関連施設の運転若しくは原料若しくは製品の入出荷若しくは保安防災若しくは環境保全若しくは品質管理若しくは操業停止、油槽所における製品配送若しくは貯蔵管理若しくは保安防災若しくは環境保全又は本社若しくは支店における計画及び調整等の需給対応若しくは物流の管理の業務	経済産業省
熱供給業	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	燃料調達、冷暖房若しくは給湯の供給監視若しくは調整、設備の保守若しくは点検又は製造若しくは供給に関する設備若しくはシステムの保守若しくは管理の業務	経済産業省
飲食料品小売業	各種食料品小売業 食料品スーパー	新型インフルエンザ等発生時における食料品（缶詰、農産保存食料品、精穀、製粉、パン、菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類及び育児用調製粉乳に限る。以下同じ。）の販売	食料品の調達、配達又は消費者への販売の業務	農林水産省
	コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における食料品又は生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋及び衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	食料品若しくは生活必需品の調達、配達又は消費者への販売の業務	経済産業省
各種商品小売業	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における食料品又は生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋及び衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	食料品若しくは生活必需品の調達、配達又は消費者への販売の業務	経済産業省
食料品製造業	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業	新型インフルエンザ等発生時における食料品の供給	食料品の製造、資材調達又は出荷の業務	農林水産省

事業の種類	事業の種類の細目	社会的役割	対象業務	担当府省庁
	レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業 (育児用調製粉乳に限る。)			
飲食料品卸売業	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	食料品若しくは原材料の調達、配達又は販売の業務	農林水産省
燃料小売業	燃料小売業(LPガス及びガソリンスタンドに限る。)	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	オートガススタンドにおけるLPガスの受入若しくは保管若しくは販売若しくは保安点検又はサービスステーションにおける石油製品の受入若しくは保管若しくは配送若しくは販売若しくは保安点検の業務	経済産業省
その他の生活関連サービス業	火葬・墓地管理業	火葬の実施	遺体の火葬の業務	厚生労働省
	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	遺体の死後処理に際して、直接遺体に触れる業務(創傷の手当、身体の清拭、詰め物又は着衣の装着に限る。)	経済産業省
その他小売業	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における生活必需品の販売	生活必需品の調達若しくは配達又は消費者への販売の業務	経済産業省
廃棄物処理業	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	医療機関からの廃棄物の収集運搬又は焼却処理の業務	環境省

※1：「事業の種類」及び「事業の種類の細目」で記載された事業は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。当該日本標準産業分類上の事業には該当しないが、当該事業と同様の社会的役割を担う事業者については、当該事業に該当する事業者として整理する。

※2：水先業及びタグ事業については、水運業の一体型外部事業者として登録対象業務に従事するその職員を5（2）の登録対象業務の従業者数に含むものとする。

※3：倉庫業、港湾運送業、貨物利用運送業については、取り扱う物資によって公益性が変化するため、緊急物資の運送業務に必要な事業者については、外部事業者とする。また、緊急物資について荷主企業や運送事業者と長期的（恒常的）な契約を結ぶなど、一体的な業務を行っているところは一体型外部事業者として登録対象業務に従事するその職員を5（2）の登録対象業務の従業者数に含むものと

し、これらと短期的な契約を行っている事業者は一般の外部事業者とする。

※4：銀行業（中央銀行を除く。）については、政府行動計画の銀行業欄に記載された担当府省庁（金融庁、内閣府、経済産業省、農林水産省、財務省及び厚生労働省）の中から、便宜上、主担当府省庁を定めるもの。なお、主担当府省庁以外の担当府省庁は、主担当府省庁からの求めに応じ、特定接種の登録作業（周知・確認等）に協力するものとする。